

稲沢市公共用物管理条例の一部を改正する条例

No.1
用地管理課

現 行				改 正 後			
別表（第9条関係）				別表（第9条関係）			
占用物件の 種類	区 分	単 位	占用料 (単位円)	占用物件の 種類	区 分	単 位	占用料 (単位円)
電柱等の工 作物	第1種電柱	1本1年につき	<u>950</u>	電柱等の工 作物	第1種電柱	1本1年につき	<u>990</u>
	第2種電柱		1,500		第2種電柱		1,500
	第3種電柱		2,000		第3種電柱		2,000
	第1種電話柱		<u>850</u>		第1種電話柱		<u>880</u>
	第2種電話柱		1,400		第2種電話柱		1,400
	第3種電話柱		1,900		第3種電話柱		1,900
	その他の柱類		<u>85</u>		その他の柱類		<u>88</u>
	共架電線その他上空に設ける線 類	長さ1メートル1 年につき	9		共架電線その他上空に設ける線 類	長さ1メートル1 年につき	9
	地下に設ける電線その他の線類		5		地下に設ける電線その他の線類		5
	地上に設ける変圧器	1個1年につき	<u>830</u>		地上に設ける変圧器	1個1年につき	<u>860</u>
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メ ートル1年につき	<u>510</u>		地下に設ける変圧器	占用面積1平方メ ートル1年につき	<u>530</u>
	変圧塔その他これに類するもの 及び公衆電話所	1個1年につき	<u>1,700</u>		変圧塔その他これに類するもの 及び公衆電話所	1個1年につき	<u>1,800</u>
	郵便差出箱		<u>720</u>		郵便差出箱		<u>740</u>

現 行				改 正 後			
	広告塔	表示面積1平方メートル1年につき	<u>2,400</u>		広告塔	表示面積1平方メートル1年につき	<u>2,200</u>
	その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	<u>1,700</u>		その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	<u>1,800</u>
水道、下水道管、ガス管等の物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>36</u>	水道、下水道管、ガス管等の物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>37</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>51</u>		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>53</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>77</u>		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>79</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>100</u>		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>110</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>150</u>		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>160</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>200</u>		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>210</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>360</u>		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>370</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>510</u>		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>530</u>

現 行					改 正 後				
	外径が1メートル以上のもの			<u>1,000</u>		外径が1メートル以上のもの			<u>1,100</u>
自動運行補助施設	道路法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートル1年につき	5	自動運行補助施設	道路法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートル1年につき	5
		その他のもの		<u>17</u>			その他のもの		<u>18</u>
	道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本1年につき	1,400		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本1年につき	1,400
	その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	<u>850</u>		その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	<u>880</u>
		地下に設けるもの		<u>510</u>			地下に設けるもの		<u>530</u>
露店等の施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートル1日につき	<u>24</u>	露店等の施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートル1日につき	<u>22</u>
	その他のもの		占用面積1平方メートル1月につき	<u>240</u>		その他のもの		占用面積1平方メートル1月につき	<u>220</u>

現 行					改 正 後				
看板等の物件	看板	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートル1月につき	240	看板	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートル1月につき	220	
		その他のもの	表示面積1平方メートル1年につき	2,400		その他のもの	表示面積1平方メートル1年につき	2,200	
	標識		1本1年につき	1,400	標識		1本1年につき	1,400	
	旗ざお	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	1本1日につき	24	旗ざお	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	1本1日につき	22	
		その他のもの	1本1月につき	240		その他のもの	1本1月につき	220	
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートル1日につき	24	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートル1日につき	22	
		その他のもの	その面積1平方メートル1月につき	240		その他のもの	その面積1平方メートル1月につき	220	
	工事用施設及び工事用材料置場			占用面積1平方メートル1月につき	240	工事用施設及び工事用材料置場			占用面積1平方メートル1月につき
付 則 この条例は、令和8年4月1日から施行する。									